

第2回小田原市地域福祉計画策定検討委員会 次第

日時 平成28年11月21日(月)
午前10時から午前11時30分まで
場所 市役所602会議室

1 議題

- (1) 小田原市地域福祉計画及び小田原市地域福祉活動計画の素案について

- (2) その他

資料1 第3期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の考え方
資料2 第3期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)の概要
資料3 計画対比表
資料4 今後のスケジュール
小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画(素案)計画書

第 3 期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の考え方

1 第 3 期地域福祉計画の策定の考え方

第 2 期地域福祉計画が第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」（計画期間：平成 23 年度～平成 34 年度）と「ケアタウン構想」を上位計画として策定されたことを踏まえ、これらの「おだわら TRY プラン」と「ケアタウン構想」が引き続き第 3 期地域福祉計画の計画期間と重なることから、第 3 期地域福祉計画は、第 2 期地域福祉計画の体系を踏襲しつつ、次の点を考慮して策定した。

- (1) 平成 24 年度から平成 28 年度までの課題
 - ・一部の地域において実施され、一部の地域においては実施されていない取組があり、地域による取組の差が見られる。
 - ・災害時における要配慮者への支援の方法については、再検討が必要である。
- (2) 新たな国の制度等に対する取組
- (3) ケアタウン構想の実現に向けた実践的な計画
 - ・各取組内容のケアタウン構想での位置付け
 - ・ケアタウン構想の実現に特化した取組
 - ・行政と市社会福祉協議会の役割の見直し
 - ・具体的な取組内容の記述

2 第 3 期地域福祉計画の体系

- (1) 基本理念
「いのちを大切にするケアタウンおだわら」
- (2) 基本目標
「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」
- (3) 基本方針

第 3 期計画	第 2 期計画
① 総合的な相談支援体制の整備	① 総合的な相談支援体制の整備
② 地域支え合い体制づくりの推進	② 地域支え合い体制づくりの推進
③ 社会参加と自立支援の推進	③ 地域の生活環境の整備
④ 災害時における要配慮者支援体制の整備	

3 第 3 期地域福祉活動計画の考え方

上記第 3 期地域福祉計画に応じた内容とする。

第 3 期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の概要

1 計画策定の趣旨

- (1) 社会福祉法第 107 条の規定により、市町村に地域福祉計画の策定を義務付け
- (2) 福祉関連分野の個別計画についての地域福祉を推進する上での共通理念や方針を明らかにし、その推進方向と具体的な推進施策などを定めるもの
- (3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画とが一体となった計画とし、本市全体の地域福祉の取組方針や内容をわかりやすく示した実践的な計画
- (4) ケアタウン構想を推進するための地域福祉の取組を示す計画

2 計画期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間

3 第 2 期計画の実施状況

(1) 成果

- ・相談窓口の民間委託や、処遇困難事例検討会の開催などの相談窓口の支援に取り組み、相談支援体制は整備されつつある。
- ・高齢者、障がい者の社会参加の促進に向けての取組、健康づくりの推進の取組、地域の防犯の取組は進められている。
- ・生活応援隊や地域福祉コーディネーターの養成など地域による具体的な事業の展開が進んできている。

(2) 課題

- ・一部の地域において実施され、一部の地域においては実施されていない取組があり、地域による取組の差が見られる。
- ・災害時における要配慮者への支援の方法については、再検討が必要である。

4 計画の基本方針

(1) 基本理念

「いのちを大切にするケアタウンおだわら」

(2) 基本目標

「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」

(3) 基本方針

- ① 総合的な相談支援体制の整備
- ② 地域支え合い体制づくりの推進
- ③ 社会参加と自立支援の推進
- ④ 災害時における要配慮者支援体制の整備

今後のスケジュール

平成 28 年 11 月 21 日 (月) 第 2 回 小田原市地域福祉計画策定検討委員会
→ 素案の検討

12 月 15 日 (木) ~ パブリックコメントの実施
平成 29 年 1 月 13 日 (金)

2 月 最終案の作成

3 月下旬 第 3 回 小田原市地域福祉計画策定検討委員会
→ 答申

4 月 第 3 期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画の施行